○特定非営利活動法人の定款の変

更に係る公告

九

師の指定の辞退

○身体障害者福祉法第十五条の医

○議会の議員その他非常勤の職員

○特定非営利活動法人の設立に係

る公告

(中央創造)

八

○税務総合オンラインシステムに

入

事

課

九

公示

六

平成十九年四月二十日

○大規模小売店舗の新設に関する

○大規模小売店舗に対する市町村

等意見の公示

(商業支援課)

六

Ŧi.

○農業振興地域の区域の変更

額及び最高限度額

に基づく補償基礎額の最低限度 の公務災害補償等に関する条例

係る随意契約に関する公示





○九郷阿保領用水土地改良区の役

(東松山農林)

九

認定の取消し

(川越県土)

○公告対象区域内の建築物に係る

○建築基準法に基づく道路の位置

○七郷北部土地改良区の役員就退

○測量法に基づく公共測量の終了

用

地

 $\overline{\bigcirc}$ $\frac{}{}$

埼玉県発行

員就退任届

(本庄農林)

九

の指定

(東松山県土)

 \equiv

○開発行為に関する工事の完了公

 $\stackrel{-}{=}$

 \equiv \equiv

 \bigcirc \bigcirc ○指定管理者の主たる事務所の所 在地の変更に係る告示 (社会福祉課)

○建設業法施行細則の一部を改正

規

則

目

する規則

(県土整備総務課)

○埼玉県病院局人事事務取扱規程

管理規程

部を改正する規程

(経営管理課)

三

師の指定

(障害者福祉課)

○身体障害者福祉法第十五条の医

師の指定の変更届

 \bigcirc

○身体障害者福祉法第十五条の医

0

<u>-</u>

示

労

働

三三

○開発行為に関する工事の完了公

人事異動

入

事

課

四

○建築基準法に基づく一団地等の 建築物の認定 (川越県土)

三

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc \bigcirc \bigcirc

 $\overline{\overline{}}$ $\frac{}{\bigcirc}$

○埼玉県教育委員会定例会の招集

(教委・総務課)

 $\frac{}{}$

○平成十九年度埼玉県労働委員会

あっせん員候補者の氏名等の公

○測量法に基づく基本測量の終了

○測量法に基づく基本測量の実施

(建築指導課)

0

告

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

七 埼玉県規則第五十九号

建設業法施行細則の

部を改正する規則

埼玉県知事

上

田

清

司

(農業政策課)

○田甲土地改良区の役員就退任届 (東松山農林)

○指定管理者の主たる事務所の所

課

九

在地の変更に係る告示

(社会福祉課)

 \bigcirc

○精算法人市野川第二土地改良区 の清算人就任届

八

正する。 建設業法施行細則 (昭和三十三年埼玉県規則第二十九号)

の一部を次のように改

八 第十条中「第十七条前段」を「第十七条」に、 「同条後段」を「法第二十五条の

○埼玉県規則第五十二号中訂正

出納総務課

 \equiv

正 誤

十五第二項」に、「行なう」を「行う」に改める。 「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。 第十六条中「第二十五条の十三第三項又は法第二十五条の十六第四項の規定によ 第十四条第一項中「第二十五条の十六第二項」を「第二十五条の十九第二項」

る出頭の要求」を「第二十五条の十三第三項の規定による出頭の要求又は法第二十 五条の十九第四項において適用する仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第三十 一条第三項の規定による通知」に、「行なう」を「行う」に改める

「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の二十一第一項」に改め 「第二十五条の十七第一項」を「第二十五条の二十第一項」に改める。

を「行う」に改める。 一十五条の二十三」を「第二十五条の二十五」に、 「行なう」

琢)」に、「下はい」を「へだはい」に改める。 様式第九号から様式第十一号までの規定中「(※8※圏系)」を「(※9※圏 様式第八号中「蕪式第8号」を「蕪式第8号 (第8条関係)」に改める。

「介みう」を「介う」に、「下さい」を「へださい」に改める。 様式第十四号及び様式第十五号中「(総9※関係)」を「(総10※関係)」に、 様式第十二号及び様式第十三号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、

を「建設業法第25条の15第2項」に改める。 意が成立する」を「あつせんによる解決の」
リア 様式第十六号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、 「建設業法施行令第17条後段」 「当事者間に合

「第17条前段」を「第17条」に改める。

意が成立する」や「調停による解決の」以、「建設業法施行令第17条後段」や 「建設業法第25条の15第2項」に改める。 様式第十七号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、 「当事者間に合

様式第十九号中「(辮10米圏孫)」を「(辮11米圏孫)」に改める。 様式第十八号中「様式第18号」を「様式第18号(第11条関係)」に改める。

や「ください」 リ、「選定がなされたとき」や「選定がなされないとき」 リ、「第 様式第二十一号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。 様式第二十号中「様式第20号」を「様式第20号(第12条関係)」に改める。 様式第二十二号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に、「下さい」

5条の16第2項ただし書」や「第25条の19第2項ただし書」に改める。

様式第二十三号中「様式第23号」を「様式第23号(第13条関係)」に改め

様式第二十四号中「様式第24号」を「様式第24号 (第13条関係) に改め

様式第二十五号及び様式第二十六号中「 (第13条関係) __ を (第14条関

涵)」に改める

の16第2項」を「第25条の19第2項」に改める 様式第二十七号中「(第13条関係)」を「(第14条関係) に 部 2 ပာ 籴

の16第3項ただし書」を「第25条の19第2項ただし書」に改める。 緑式第二十八号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、 継 ပာ

下さい」を「介してへがさい」に改める。 様式第二十九号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、 「行なつて

様式第三十一号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「下さい」 様式第三十号中「(第15米圏孫)」を「 (第16条関係)」に改める。

を「ヘボルン」に改める。 様式第三十二号中「様式第 3 2 号」を「様式第 3 2 号 (第17条関係)」に改め

様式第三十三号中「様式第 3 3 号」を「様式第 3 3 号 (第17条関係)」 一に改め

様式第三十四号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に、 | 下ない|

を「へ

だ

な

こ

」

に

改

め

る

。

る。 様式第三十六号中「様式第 3 6 号」を「様式第 3 6 号 様式第三十五号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に改める。 (第18米関係)」に改め

や「、申請人(相手方)」 リ、「第25条の17第1項」 や「第25条の20第1 20第2項] に、「相手方の」を「申請人(相手方)の」に改める。 項」に、「下さい」を「ください」に、「第25条の17第2項」を 様式第三十七号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に、 |第25条の 相手方.

「第25条の18第1項」を「第25条の21第1項」に改める。 様式第三十九号中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に、「、相手方」 緑式第三十八号中「様式第38号」を「様式第38号(第19条関係)

や「、申請人(相手方)」 2、「第25条の18第1項」 や「第25条の21第1

をして使用することができる。

2

この規則は、公布の日から施行する。

附則

改正前の建設業法施行細則に定める様式による用紙は、

当分の間、

所要の調整

項」に、「同法同条」を「同条」に、「相手方の」を「申請人(相手方)の」に改める。

様式第四十二号中「(第20※圏系)」を「(第21※圏系)」に、「下さい」

様式築四十四号中「(第22条関係)」を「(第23条関係)」に、「第25条の23」を「第25条関係)」に、「第25条

の23」を「第25条の25」に改め、「審査会の事務に関し重要な事項」を売る。 様代線四十五号中「様式第45号」を「様式第45号(第24条関係)」に改める。

様式第四十六号中「様式第46号」を「様式第46号(第24条関係)」に改める。

様式第四十七号中「様式第47号」を「様式第47号(第24条関係)」に改める。

管理規程

管理

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程

の一部を次のように改正する。 埼玉県病院局人事事務取扱規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十一号)

別表第一採用の項中「第六項及び」を加え、「又は第九項ただし書」を削り、同条第二項を削る。「第六項及び」を加え、「又は第九項ただし書」を削り、同条第一項中「第四条」の下に第十条の見出しを「(昇給の内申)」に改め、同条第一項中「第四条」の下に

							_
(4) 国、他の地方公共団体の職員をその身分を保有したまま職員に採用する場合	イ 更新の場合	i i	(3) 育児休業法第6条第 1項第1号の規定により任期を定めて職員を り任期を定めて職員を 採用する場合	イ 更新の場合	。定行ア	(2) 法第22条第2項又は 地方公務員の育児休業 等に関する法律(平成 3年法律第110号。 以下「育児休業法」とい	(1) 職員に採用する場合
埼玉県「a」に併任する 「b」を命ずる ○○職 () ○級に決定する ○○号級を給する (又は) 特に○○円を給する 〔ただし給料は支給しない〕	任期を更新する 任期は平成〇年〇月〇日まで とする		地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号する法律第6条第1項第1号の規定により埼玉県「a」に任命する	的任用を更新 は平成〇年〇 る	「b」を命ずる 任期は平成○年○月○日までとする ○○職 () ○級に決定する ○○号級を給する (又は) 特に○○日を給する	地方公務員法第22条第2項(又は)地方公務員の育児休業等は)地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的職員に任命する	埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる ○○職()○殺に決定する ○○号級を給する (又は) 特に○○円を給する
路 常本 を 大 は 、 は な							

平成19年	4月20	日(金曜日)		う		辛 校		第1	868号
(4) 国、他の地方公共団体の職員をその身分を保有したまま職員に採用する場合	イ 更新の場合	する場合アー新規の場合	(3) 育児休業法第6条第 1項第1号の規定により 任期を定めて職員を採用	イ 更新の場合	う場合アー新規の場合	育児休業法」とい 第6条第1項の規 り臨時的任用を行	第22条 第 2 項 又 は 公務員の育児休業等 する法律(平成 3 年 第110号。	与規程の一部を改正する規程(平成18年病院る規程(平成18年病院事業管理規程第4号)所則第10項の規定により給料の切替えに伴う総過措置を受ける場合	(1) 職員に採用する場合(注)埼玉県病院局職員給
埼玉県「a」に併任する 「b」を命ずる ○○職() ○級に決定する ○○粉を給する 「ただし給料は支給しない」	任期を更新する 任期は平成〇年〇月〇日まで とする	任命する 「b」を命ずる 任期は平成○年○月○日まで とする ○○職()○級に決定する ○○号級を給する	地方公務員の育児休業等に関 する法律第6条第1項第1号 の規定により埼玉県「a」に	臨時的任用を更新する 任期は平成〇年〇月〇日まで とする	とする 〇〇職 () 〇級に決定する 〇〇号級を給する	任命する 「b」を命ずる 任期は平成○年○月○日まで	地方公務員法第22条第2項 (又は)地方公務員法第22条第2項 乗等に関する法律第6条第1 項の規定により臨時的職員に	規程第4号附則第10項の規定による給料○○円を給する	埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる ○○職 () ○級に決定する ○○号級を給する 平成18年埼玉県病院事業管理
・					 に 改				
					改				
		(1) 在第20米第1項のだ分として行う場合	「「こ)は、寒つの寒、寒・1 歳・2 にめ、同表降任及び降格の項中め、同表降任及び降格の項中		与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)	(注)埼玉県病院局職員給			「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

間の項中 (○ ○ 囊 () ○ 巻 される ○ ○ 中談を참する (又 i t) 特に〇〇円を給する b」を合ず Ø ○級に昇格 Ś 略字をを発える。 発生ののあるのでは、「「p」、は、「「p」、でかがらいるからがない。 めるる。 の部分は省 発令の場合 昇任のみの を

場合 頂の 独 地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により「b」を命ずる (○○曩()○微(させる ○○中談を給する (又は) **毎**に○○日を給する ○級に降格 の部分は省署する。 降任のみの発令の場合 17 を

は、〔〕 の部分は省 昇任のみの 発令の場合 は、[]

器する。

器する。

			に、			
	でねりで (埼玉県人事委員会規則7— 221第○条の規定による特別 昇給)			異動の場合に用いる。	(○○号級を給する 平成18年埼玉県病院事業管理 規程第4号附則第9項の規定 による給料○○円を給する	(注)埼玉県病院局職員給 与規程の一部を改正す ろ規程(平成18年病院
<u>を</u>	○○္ () ○淡○○号級を ************************************	(2) 給与条例第4条第8 項により昇給させる場合		() の部分は、給路の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別による。	埼玉県「a」に任命換えする 「b」を命ずる (○○職 () ○級に決定)	「 職員の種類を異にして異動 する場合
	○○職 () ○級○○号級を 給する (又は) ○○職 () ○級特に○○円 を給する	(1) 給与条例第4条第7 項又は第9項により昇給 させる場合	L			る場合
に改	採用の場合の(4)に定める記載形式の例による。	会場者以外の名を甘思奮者とする県の職員を、その職を保有したまま職員の職に 在命する場合 め、同表昇給の項中	を	を無にするに用いる。	46 46	勤務課所を異にして異動す
		任命する場合		田瀬の帯球路のでは、総	埼玉県 [a] に任命換えする [p]を合ずる 、○○驛()○鈴に浄台、	職員の種類を異にして異動する場合
<u>を</u>	採用の場合の(3)に定める記載形式の例による。	管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、その職を保有したまま職員の職に	Ĺ			め、同表転任の項中
	「b」を命ずる (○○職()○級に決定) する (○○号級を給する 平成18年埼玉県病院事業管理 規程第4号附則第9項の規定 による給料○○円を給する	勤務課所を異にして異動する場合 (注)埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号) 附則第9項の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	- に 改	は 発 体 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	四万公務員法第28条第1 曳耙(号の規定により「b」を命ずる ずる (○○職()○談に降格) (させる) (○ でいるとなる) 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則第8項の規定による給料○○円を給する	(1) 法 男28条 第1 頃の 26 分として行う場合 分として行う場合 分として行う場合 写声 買

	1	T	
(3) その他の場合	(2) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員以外の職員をり特定職員以外の職員を見給させる場合(注)埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号) 解則第8項の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	(注)埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号) 野則第9項の規定により給料の切替えに伴う 統過措置を受ける場合	(1) 給与条例第4条第6 項及び第7項の規定により特定職員を昇給させる 場合
埼玉県人事委員会規則7-2 21第○条 (後段 (又は) 第○項及び第○項 の規定に準じ昇給しない	〇〇職()○級○○号級を給する 給する (埼玉県人事委員会規則7一 860附則第2項第1号準用) 平成18年埼玉県病院事業管理 規程第4号附則第8項の規定 による給料○○円を給する	昇給区分に決定した ○○職() ○級○○号級を 給する 結する 「埼玉県人事委員会規則7) (一221第○条第○頃の) (規定に準じ昇給しない 平成18年埼玉県病院事業管理 規程第4号附則第9項の規定 による給料○○円を給する	婚玉県人事委員会規則7-221第○条第○項第○号の規定に準じ○号該当昇給区分に決定した ○○瞬())○級○○号級を 1000 時())○級○○号級を 1000 時())○級○○号級を 1000 時間())○級○○号級を 1000 時間())○級○○号級を 1000 時間())○級○○号級を 1000 時間())○級○○号級の 1000 時間())○級○○号数の 1000 時間())○級○○号数の 1000 時間())○級○○別規定に準じ昇給しない 1000 日間()の規定に準じ○号数当
			部(〕の 号談当ま、五 区分の場合 に用いる。
		に 改	

め、同表派遣の項中

					\neg
				1号)に基づく場合	(2) 外国の地方公共団体 の機関等に派遣される職 員の処遇等に関する条例 (昭和63年埼玉県条例第
る (又は) 延長に係る期間中給与を支給 しない	歴長に徐る期間中、緒科、扶養手当、調整手当、住居手当、 期末手当及び期末特別手当の それぞれ100分の○を支給す	選期間中給与を支給し 派遣期間の延長) 議期間を平成○年○月 で延長する	払、の、 選携を る	は平成〇年〇月〇日〇年〇月〇日までと	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に 関する条例第2条第1項の規 定に基づき○○(△△)へ派
	•		,	の所在地を記入する。	○○には 派遣先の機 関の名称を、 △△にはそ

コ	め、	-
(2) 刑事事件の起訴により休職する場合	、同表休職の項中	(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に憲遺される職員の処遇等に関する条例(昭和63年埼玉県条例第1号) に基づく場合
地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる特職期間は当該刑事事件が裁判所に係属する間とする休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料(及び扶養手当(調整手当)、扶養手当及び調整手当)の(それぞれ)100分の○とする(休職期間中給与は支給しない)		本の国の地域の国外の国外の国外にに関係の権力が表別とのでは、には、のののののをを対し、会がのののののののののののののののののののののののののののののののののののの
		派関への記り進のへ所入り進のへ所入り先名に在すにの称は地るに様をそを。
<u></u>		に 改

(2) 定により休職する場合 り休職する場合 刑事事件の起 分限条例第2条の 票 \widetilde{i} 規 9~ 職員の分限に関する条例第2条の規定により休職を命ずる休職期間は平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100 休職期間は当該刑事事件が裁判所に係属する間とする特別に係属する間とする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 休職期間を平成○年○月○ まで延長する 分の○とする (休職期間の延長) 地2る 分の〇とする 休職期間中給与は 100分の○とす 休職期間を平成〇年〇月〇 (又は) (休職期間の延長) 1方公務員法第2 2号の規定により 第員法第28条第 見定により休職; 、技緒し Pt 10 ないな 項命 第ず

(3) 分限条例第2条の 定により休職する場合 規 休職期間中の給与は病院事業 企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例第23条の規定 により給料、扶養手当、調整 手当、住居手当、期末手当及 び期末特別手当のそれぞれ100 職員の分限に関する条例第2条の規定により休職を命ずる休職期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとずる (3)

採用の項(3)に

Ø

職員が退職する

越

定合

B

葅

 \mathbb{H}

≕

 \mathbf{a}_{\perp}

弁

午

P)

免

ф

Ø

め

同

表退

職 0

項

第1868号 め、 (1)長復職 復帰させる場合 復帰させる場合 休職中の職員 休職中の職員 Ó 項 4 驥 務 務 飯 復 職を命ずる 平成〇年〇月〇 囊 4 任 J. И

を

再任用を行う

皷

条の6第1項、第28条の6第 2項)の規定により埼玉県[a]

(第28条の5第1項、 公務員法第28条の4

第28条の4第1 5第1項、第28 第28条の6第

に任命する

「b」(週〇〇時

噩

茰

務)

4

業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 及び基準に関する条例第 23条の規定により全額支 給することとする (公務災害認定(認定番 号○一○)による) (通勤災害認定 号○一○) による 成〇年〇月〇日までの休 職期間中の給与は病院事 *ا*ن (認定: |から平 「部職の「は分処務組に、 は分処務組記の 「、 は今災務組認の 「、 後半災動定場の体に 又に 以まれる者 あちに 又 まあた に

に改

543

任期は平成〇年〇月〇日まで

に改

○級に決定する*に関する条例第

器やる の部分は 時間勤務)」

4 条第12項準用) (職員の給与に関す

(は以)

(職員の給与に関

4

Ø

籴

절 継

条の2準用)

命ず

なお、上記の場合で の部分のみ ている場合 既に復職し 用いる。

中中

৽

則

め、

同 . 表の

注 1 中

「事務吏員、

技術吏員、

技能職員

(一種)

又は技能職員

玉県技術吏員」

を

」を削り、

一職員の」を「職員に」 「埼田洞殿」に改め、

改め、

埼玉県技能職員(一種)、埼玉県技

同表の注2中「埼田県事務東周、

能職員(二種)

」を削る

を

この規程は、

公布の日

から施行する。

刅

に改

表再任用の項中 再任用を行う 皷

め、

同

(3)

採用の項(4)に 職員が退職する

載 定合

項(4)に

8

쳠

 \mathbb{H}

洞

a

淮

午

4

免

ф

Ø

地方公務員法第28条の4第1項 (第28条の5第1項、第28 条の6第1項、第28条の6第 2項)の規定により埼玉県「a」 に任命する b」(週〇〇時

皿

茰

務)

4

原法第28条の4第1項の4第1項の6第28条の6第1項の規第11項の規定による代用の場合による任

Ÿ

「(週()

0

を

命ずる 任期は平成○年○月○日まで とする ○○職 () ○殺に決定する ○○母殺を給する

(職員の給与に (職員の給与に関す 条第12項適用 関する Ø Ø 条例第

条の

2

適用)

○級に決定す 籴 迿 Ø

の部分は

時間勤務)」

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 書を申請のあった日から二月間、 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

総務部

地方

交

同条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 埼玉県告示第六百六十八号 特定非営利活動促進法 次のとおり申請書が提出されたので (平成十年法律

当該申請に係る定款、役員名簿 する。 平成十九年四月 一十日

平成十九年四月 申請のあった年月 埼玉県知事 十日 上 田 清 司

saitamaken | npo.net/)) により縦覧に供 造センターにおいて備え置く方法並びに インターネットを利用する方法 NPO情報ステーション NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創 (http://www (埼玉県

補償等に関する条例

(昭和四十二年埼玉県条例第五十一号)に基づく補償基礎額の

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害

埼玉県告示第六百七十号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号

申請に係る特定非営利活動法人の名

ストラクション 特定非営利活動法人まちづくりコン

三 代表者の氏名 直樹

兀 主たる事務所の所在地

Ŧi. 定款に記載された目的 埼玉県鴻巣市鴻巣一一八八番地

向上などに寄与することを目的とする 地域活性化への誘導、 流を含めた新たなコミュニティの創出 参加型のイベントを開催し、世代間交 この法人は、地域住民に対し、 ふるさと意識の 市民

埼玉県告示第六百六十九号

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、 第七号)第二十五条第四項の規定により 定款の変更の認証を受けようとする特定 公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第五項において 次のとおり申請書 五.

申請のあった日から二月間、 〇活動推進課及び埼玉県中央地域創造セ なお、当該申請に係る変更後の定款を 総務部NP

| ンターにおいて備え置く方法並びにイン する。 O情報ステーション (http://www. saitamaken | npo.net/))により縦覧に供 ターネットを利用する方法(埼玉県NP

平成十九年四月一 Ė

申請のあった年月日 埼玉県知事 田 清

司

る

平成十九年四月六日

管理支援センター 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人埼玉マンション

三 代表者の氏名

兀 一番二十一号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 主たる事務所の所在

ちづくりの推進を図り、 ション生活の形成を通して、 の支援をおこない、もって良好なマン する情報の提供および問題解決のため 上に寄与することを目的とします。 人々に対し、マンションの管理に関 かかわる組合、 定款に記載された目的 この法人は、 埼玉県内のマンション 団体、市民など幅広 市民生活の向 快適なま

| 最低限度額及び最高限度額について) の一部を次のように改正し、平成十九年四月 二十日から施行する。 係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額 支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、 について適用し、 改正後の告示の規定は、平成十九年四月二十日以後の期間に係る年金たる補償に 同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に なお従前の例によ

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清

司

表を次のように改める

一三、四六七円	四、四、五三九円 一〇〇円	六十五歳以上六十五歳未満 六十五歳以上七十歳未満
二三、九二八円	五、八四三円	五十五歳以上五十五歳未満五十五歳以上五十五歳十五歳未満
		三十五歳以上三十五歳未満四十歳以上四十五歳未満
一三、四六七円	五、七四四円	二十五歳以上三十歳未満
一三、四六七円	最低限度額	二十歳未満 階 層

埼玉県告示第六百七十一号

相手方を決定したので、次のとおり公示する WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、

随意契約の

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清

司

埼玉県告示第六百七十二号

購入等件名及び数量

別表のとおり

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3

1月15番1号

ယ

随意契約の相手方を決定した日 平成19年2月28日

随意契約の相手方の氏名及び住所

別表のとおり

ъ

契約金額 別表のとおり

6

契約の相手方を決定した手続

随意契約

随意契約とした理由

項第2号に該当 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1

業務 システム運用管理業 税務総合オンライン システム機能追加等 税務総合オンライン 購入等件名及び数量 の内1丁目6番6号 番地2 株式会社日立製作所 株式会社 KSK 随意契約の相手方の氏名及び住所 東京都稲城市百村1625 | 36,619,128円 東京都千代田区丸 | 61,740,000円 契約金額

る

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 田 清 司

県条例第七十四号)第十二条第二項の規

埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉

定により指定管理者の主たる事務所の所

在地の変更の届出があったので、同条第

指定管理者の名称

変更後の指定管理者の主たる事務所 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

三項の規定に基づき、

次のとおり告示す

の所在地

八番地 埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十

三 変更の年月日

平成十九年四月一日

埼玉県告示第六百七十三号

所の所在地の変更の届出があったので、 項の規定により指定管理者の主たる事務 同条第三項の規定に基づき、 年埼玉県条例第六十九号)第七条第二 埼玉県立児童養護施設条例 次のとおり (昭和五十

平成十九年四月二十日 埼玉県知事 田

清

司

告示する。

変更後の指定管理者の主たる事務所 指定管理者の名称 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

の所在地 埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十

八番地 変更の年月日

平成十九年四月

日日

埼玉県告示第六百七十四号

で、 事務所の所在地の変更の届出があったの 五十七年埼玉県条例第五十七号)第十条 第二項の規定により指定管理者の主たる 埼玉県立障害者歯科診療所条例 同条第三項の規定に基づき、次のと (昭和

おり告示する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事

上

田

清

司

指定管理者の名称

の所在地

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十

変更後の指定管理者の主たる事務所

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

八番地

変更の年月日

平成十九年四月一日

埼玉県告示第六百七十五号

同条第三項の規定に基づき、次のとおり 所の所在地の変更の届出があったので、 二年埼玉県条例第十一号)第十九条第二 項の規定により指定管理者の主たる事務 告示する。 埼玉県障害者交流センター条例 (平成

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 Ŀ 田 清 司

指定管理者の名称 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

の所在地 変更後の指定管理者の主たる事務所

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十

変更の年月日 平成十九年四月一日

塩

彰

障

耳

皨 鼻

咽 咽

科 科

衛医科大学校病院

|療法人東仁会 藤本医院

草加市松原五—一一六

所沢市並木三―二

平 聴 聴

機

能障害

本

由

そし

ゃく機能障害

障

害

耳

喉

音声・言語機能障害

北

 \Box

哲

雄

平

衡

機

能

障害、

神

経

内

科

医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院

上尾市柏座一—一〇—一〇

同

音声・言語機能障害

そしゃく機能障害

平

衡

機

能

障害、

聴 視 視 視

障

害

耳

鼻

咽

喉

戸

脳

神

経

草

加市立病院

埼玉県厚生農業協同組合連合会 幸手総合病院

埼玉医科大学病院 埼玉医科大学病院 かわな整形外科

飯川河久井北石

塚名田我上口

政 芳

肢 肢 肢 肢 肢

不不不

由由由由由由由由

自 自 自 自 自

眧

淳

不

整 整

形形

外

科

総合病院

小川赤十字病院

比企郡小川町小川 新座市堀ノ内三―

<u>Ŧ</u>i. 四

<u>一</u> 五

熊谷市新堀新田五〇三―一

人間郡毛呂山町毛呂本郷三八 人間市大字下藤沢字水入七六七

人間郡毛呂山町毛呂本郷三八

医療法人社団青葉会 医療法人社団愛友会

新座病院

|療法人一心会

伊奈病院

上尾中央総合病院

上尾市柏座

_ |

 \bigcap

 $\overline{}$

北足立郡伊奈町小室九四一九

河田医院

不

神

経

内

そしゃく機能障害 音声・言語機能障害

肢

自

秀 幸

不

整 整

形 形 内

夫 樹 一 之

紀

肢

埼玉県告示第六百七十六号

より医師を指定したので、 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に 身体障害者福祉法施行細則 (平成五年埼玉県規則第三十 号 平成十九年四月二十日 第一条の規定により告示する。

医師の氏名 定 障害区 分 診 療 科 名 名 医 療

矢 療 機 関 0) 称

上尾市柏座

関

 $\frac{\bigcirc -}{\bigcirc}$

成十九年

月 月 司

十九日 日

<u>H</u>.

機

0)

所

在

地

指 上

定 田

年 清

埼玉県知事

科

獨協医科大学越谷病院

眼 眼

医療法人社団

山 後

詠美子

今 小

大

介

覚 覚 覚

障

害

眼眼

髙

草木

子

関

信 伸

埼玉医科大学病院

医療法人真仁会 小関眼科医院

医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院

朝霞台中央総合病院

所沢市松葉町九

朝霞市西弁財一―八―一〇

越谷市南越谷二———五〇

人間郡毛呂山町毛呂本郷三八

同同同同

同同

同同同同同同同同同

幸手市東四—一四—二四

草加市草加

-11-

月

十九日

吉山逸沼高 桑原坂 西 小 石 金 高 大 木 鈴 後 竹 近 世 佐 小 有 畑 見尻橋 沢 島 塚 子 田 阪 石 村 木 藤 谷 島 木 井 田 弘 良伸 茂 史 敬大弘哲 宏 祐 基 茂 美 秋 克 政 維 望 博 明 之 郎 幸 徹 彰 亮 剛 彦 明 夫 健 郎 明 也 平 ぼうこう又は直腸機能障害 じ じ 肢 そしゃく機能障害 音声・言語機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 免 呼 呼 肢 じ じ じ じ 心 心 心 心 心 心 肢 肢 吸 h h 吸 衡 吸 吸 h h h 腸 ん 疫 臓 臓 臓 体 器 臓 臓 機 器 臓 臓 臓 機 機 機 不 能 機 機 不 不 能 能 能 能 能 能 障 能 能 能 能 能 能 能 能 能 自 自 自 障 障 障 障 害 障 障 障 障 障 障 障 障 障 障 障 障 障 障 障 害 害 害 害 害 害 害 害 害 害 害 害 害 由 害 害 害 害 害 害 由 由由 心臓 リハビリテーション科 内科、 内科、 呼 呼 内 内 呼 整 消化器科 外 外 外 外 内 呼 内 内 内科、 脳 循 循 科 吸 、循環器科、小児科 神 形 吸 環 形 吸 吸 血 循環器科 器 循環器科 循環器科 循環器科 循環器科 経 管外科 器 器 器 器 内 外 外 外科 科 科 科 科 東飯能駅前クリニック 武蔵台病院 深谷赤十字病院 埼玉医科大学病院 秀和綜合病院 医療法人福寿会 医療法人社団 防衛医科大学校病院 獨協医科大学越谷病院 医療法人花仁会 秩父病院 北朝霞駅前クリニッ かないクリニック 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 越谷市立病院 北坂戸診療所 秀和綜合病院 埼玉医科大学病院 こんどう内科 か 防衛医科大学校病院 藤井整形外科リハビリ 蓮 吉田クリニック 玉県立循環器・呼吸器病センター 沢整形外科 療法人財団健和会 市立病院 |療法人社団石心会||狭山病院 ないクリニック |療法人社団一期会 匣 本メディカルクリニック 病院 新座志木中央総合病院 埼玉草加病院 みさと健和病院 藤倉病院 科 埼玉県済生会栗橋病院 三郷市鷹野四 日高市久保二七八—一二 熊谷市板井一六九六 北足立郡伊奈町小室二二一六— 草加市谷塚町一一一 新座市東北一―七―二 朝霞市西原一―三―三一タウンピア西原 北葛飾郡栗橋町小右衛門七一 坂戸市溝端町七— 川口市栄町一―二一―二一 シティディオタワー川口二〇九 蓮田市根金一六六二― 深谷市上柴町西五 深谷市長在家五〇 蕨市北町二―一二―一八 春日部市谷原新田一二〇〇 狭山市鵜ノ木一―三三 所沢市並木三―二 越谷市南越谷二—一—五〇 秩父市宮側町一六―一二 飯能市柳町三―五 児玉郡神川町八日市四一二―三 越谷市東越谷一〇―四七― 川口市栄町一―一二―二一 シティデュオタワー 児玉郡神川町八日市四一二―三 北本市宮内一―二一二 春日部市谷原新田一二〇〇 所沢市並木三―| 人間郡毛呂山町毛呂本郷三八 人間郡毛呂山町毛呂本郷三八 | 口市末広三―四 -四九四 <u>一</u>二六 八一 兀 平成十九年

同同同同同同

<u>一</u> 五 階 同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

<u> </u>	成(9 ^全	F 4	月 2	0	日 ((金)	翟日)			埼		<u>Ŧ</u>	肾	<u></u>	報								第	18	6 8	3号	
柞	反	山		井		堀		白		布		望		野		大		白		荒	匠	る医	臫	埼ェ		横	原	大	Ш
Ĵ.	含	田		上		П		石		施		月		澤		友		井		井	医師の氏名	医師から、	体陪	上県生		田	田	野	沼
î	亍	剛		眞		明		_				仁									氏名	5,	害者	二、筆			龍	洋	清
5	宏	久		治		男		也		滋		志		誠		学		哲		卓	-11	次の	身体障害者福祉法	埼玉県告示第六百七十七号		仁	_	_	_
l	じ	じ		肢		ぼ		肢		肢		肢		呼		肢		呼		ぼ		のとおり変更の届出があった。		七十		肢	呼	腎	肢
	ئ	h		体		つこう		体		体		体		吸		体		吸		つこう	指定障害	り変	昭和	七号		体	吸	臓	体
	蔵幾	臓機		不		文は古		不		不		不		器機		不		器機		文は古	障	更の日	士			不	吸器機能障	機能	不
É	尨	能		自		胆 腸 機		自		自		自		能		自		能		胆 腸 機	害区	伸出が	年法			自	能障	能障	自
	章 丰	障 害		由由		ぼうこう又は直腸機能障害		由由		由		由由		障 害		由由		障 害		ぼうこう又は直腸機能障害	区 分	かあっ	法律 第			由	害	害	由
Т	ゴ	百		ш		杏		Ш		ш		Ш		古		Ш		古		吉		た。	(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定す			脳	呼	内	脳
所图	医療機	医療機	所	医療機	所	医療機	所	医療	所	医療機	所	医療機	所	医療機	所	医療機	所	医療機	所	医療	変更		八十		\	神	吸	1 1	神
	関	E.機関名	在	機関名	在	機関名	在	医療機関名	在	機関名	在	機関名	在	機関名	在	機関名	在	機関名	在	医療機関名	更事		三号		}	経 外	器外		経外
地名	名 地	1 名	地	名	地	名	地	名	地	名	地	名	地	名	地	名	地	名	地	名	項		第		}	カト 科	科	科	科
=r 4	. →	· -t·	7	듄	T.m	Хdэ	4.4	4.4	44:	Хн	Ah	 	41:	Хн	44:	Xda	44:	Xda	11.	<i>565</i> .			十五		}	χιμ	E	L-k-	T.H.
所沢市東狭山ヶ丘一―六五三―一村介 2年 3	坂倉クリニック 幸手市士高野二〇七七	幸手 クリニック	入間郡三芳町藤久保二六六-	医療法人社団明芳会	和光市諏訪二——	独立行政法人国立病院機構	越谷市谷中町四―二五―	越谷誠和病院	蓮田市黒浜四一	独立行政法人国立病院機構	熊谷市久保島一七八五-	防衛医科大学校病院	蓮田市黒浜四一四七	独立行政法人国立病院機構	蓮田市黒浜四	独立行政法人国立病院機構	蓮田市黒浜四一四七	独立行政法人国立病院機構	比企郡小	総合病院	変		余第		}	独立行政法人国立病院機構	医療法人財団健和会	埼玉医科大学病院	秩父市立病院
東流狭、	ノーリー	コリー	砂三葉	人社団	印諏討	政法人	P 谷山	談 和 定	用黒田	政法人	甲久 促	科士	山黒	政法人	用黒田	政法人	用黒田	政法人	孙山	内 院			一項に		}	政法-	法人財	达 科 七	中 立 言
山ケー	11ッケ	ロック	万町藤	崩芳	型一	国 主	町皿	院	四一	国 主	居島一	入 学 校	四一	国 主	四一	国 主	一	国 主	川町小川一五二五	小皿	更		規規定		}	国立	団健	入学 症	院
上 一	/ _ - -}				_	院 機			四七	病院 機	七八	(病院	四七	院 機	四七	院 機	四七	院 機	川一	小川赤十字病院	X.		足す		}	病院	足和会	院	
去五	ŧ	1	二六	三芳厚生病院					Ū			170	_		_		_		五	字病					}	機構			
=			子	玉病院		埼玉病院	五.			東埼玉病院				東埼玉病院		東埼玉病院		東埼玉病院	Ŧī.	院	前			平成	}	西埼	きと		
			<u> </u>																					十九	}	土中央	みさと健和病院		
所有	灰倉クリニック	人喜万リニック	戸田市川岸二―	とだ井上整形外科	所沢市並木三―二	防衛医科大学校病院	朝霞市浜崎七〇三	朝霞厚生病院	所沢市北野三―一―一	医療法人啓仁会	蓮田市黒浜四一四七	独立行政法人国立病院機構	鶴ヶ島市脚折一四五	医療法人	和光市諏訪二——	独立行政法人国立病院機構	鶴ヶ島市脚折一四五	医療法人	草加市清門町五二一-	あらいクリニック	変			十九年四月二十日	}	病院	病院		
市東東	クートリー	ī クリ.	市川	井上	市並	医 科-	市浜は	厚生	市北	法人語	市黒	行政法	島市	法人	市諏	行政法	島市	法人	市清	いクリ				月一	}			入	秩
班 山	ーツ 四	と ニック	圧 一	整形 2	<u>本</u> 三十	大 学 校	晌 七	病 院	野三十	野仁会	浜四	法人民	脚折	関	訪 一	法人员	脚折		町工	リニ	#			十日	}	沢市芸	三郷市鷹野四	间郡4	秩父市桜木町八
丘丘	ノ 九		七	科	$\stackrel{\perp}{-}$	牧 病 陰	$\stackrel{\bigcirc}{\equiv}$		<u> </u>		四上	当立	四五	関越病院	_	当立	四五五	関越病院	<u> 프</u>	ク	更				}	石狭 一	馬野	七呂山	依木町
<u> </u>	Ī	î.	<u> </u>			PJU				所沢ロ	L	院機	<u> </u>	PJL		院機	<u> </u>	PJU	<u> </u>							<u> </u>	1	町毛	八一
所沢市東狭山ヶ丘一―二七―二〇村介で12~2		,								イヤ		構				構			<u> </u>		後					所沢市若狭二—一六七一	-四九四	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	九
<u> </u>										イヤル病院		東埼				埼玉										<u> </u>	<u> </u>	鄉三	
										院		東埼玉病院				埼玉病院							埼玉					八	
_																							埼玉県知事						
S 月	平成十八年	平成		平成十九年		平成十九年		平成十九年		平成十九年		平成十八年		平成十九年		平成十九年		平成十九年		平成十八年	変						平成十九年	平成十九年	平成十九年
-	<u>†</u> 八 元	十八左		十九年		十九年		十九年		十九年		十八左		十九年		十九年		十九年		十八左	更		上				十九年	十九年	十九年
		十		平																平	年		田清			同			
J	十 月	月		月		月		月		一月		九月		三月		四月		三月		月	月		用司				三月	三月	三月
-	t	平成十八年十二月二十六日		十五日		十一日		二月二十八日		_		三十日		+		_		+		_	日		⊢1				十九日	_	十九日
I	t ∃	目		甘		日		日		日		自		十日		日		日		日	Н						Ĩ	日	Ĩ

_	7	区成	रे 1	9 年	<u>-4</u>	月 2	0	日 ((金)	翟日)			琦	:	圡	<u></u>	!	轮									第	18	6 8	3号	
	Ī	西		加藤木		今		朝		石		村		松		安		松		齋		須		金		菅		肥		棚		本
	7	村		旅木		中		倉		Ш		松		本		達		谷		藤		谷		子		澤		後		橋		清
				利		和		利		雅		俊		万		淳		雅		圭		顕		公				隆三郎		紀		憲
		隆		行		人		久		透		裕		夫		<u></u>		生		子		尚		_		正		郎		夫		_
		心		心		心		心		心		心		心		肢		肢		呼		呼		呼皿	平衡機	聴覚	平衡機	聴覚		肢		肢
		臓		臓		臓		臓		臓		臓		臓		体		体		吸 器		吸器		吸 器	能障害	管害、音	能障害	害、音		体		体
		機能		機能		機能		機能		機能		機能		機能		不		不		機		機		機	平衡機能障害、そしゃく機能障害	聴覚障害、音声·言語機能障害、	平衡機能障害、そしゃく機能障害	聴覚障害、音声・言語機能障害、		不		不
		障		障		障		障		障		障		障		自		自		能障		能障		能障	やく機能	超機能	やく機能	超機能		自		自
	2	害		害		害		害		害		害		害		由		由		害		害		害	庭 官 書	厚害、	庭 害	厚害、		由		由
所 右 地	E 7	療機関	所 在 地	医療機関名	所 在 地	医療機関名	所 在 地	医療機関名	所 在 地	医療機関名	所 在 地	医療機関名																				
入間郡毛 医山町毛 医本级三八		埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	埼玉医科大学病院																						
日高市山巷一三九七—一		埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七—一	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七—一	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七—一	埼玉医科大学国際医療センター	入間郡越生町如意一〇二―九	はなみず木整形外科																						
		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十九年 四月		平成十八年 十月
	-	一 日		日		日		日日		日日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日		日

平)	找 1	9年	4	月 2	0	日 (金剛	雇日)			埼	Ξ	Ŧ	県	ŧ	報								第	18	6 8	3号	
	布	相	清	安	関	田	Щ	田	岩	山	飯	三	坂	鈴	萩	F	よ	4	<u></u>			鈴		牧			小		小
	田	原	岡	藤		中	内	中	崎	﨑	野	井	本	木	尾	医師の	り指字	身体陰	土県生			木		田			山		林
	有	弘	道					寿	幸	祐	倫	隆	啓		慎	の氏名	正の 辞	厚害	百小笋			常							俊
	司	之	子	浩	勝	豊	仁	典	治		子	男	彰	仁	$\vec{-}$	白	世退が、	福祉:	宏六百·			貴		茂			勇		樹
	心臟機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	視 覚 障 害	肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障害	心臓機能障害、小腸機能障害	肢体不自由	指定障害区分	り指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定に	埼玉県告示第六百七十八号			ぼうこう又は直腸機能障害		心臓機能障害、肢体不自由	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、	じん臓機能障害、		心臟機能障害
>	埼玉県立循環器・	埼玉県立循環器・	医療法人尚寿会	医療法人財団明理会	防衛医科大学校病院	医療法人社団 胡	志木市立救急市民病院	埼玉医科大学病院	独立行政法人国立病院機構	総合病院 小川寺	医療法人社団東光会	埼玉医科大学病院	蕨市立病院	北坂戸診療所	埼玉県総合リハビ	医療機		令第七十八号)第 _三		*******	所 在 地	医療機関名	所 在 地	医療機関名		所 在 地	医療機関名	所 在 地	医療機関名
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	呼吸器病センター	呼吸器病センター	大生病院	鶴瀬病院		朝霞台中央総合病院			西埼玉中央病院	小川赤十字病院	戸田中央総合病院				ハビリテーションセンター	関の名称	(平成五年埼玉県規則第一	条第二項の規定に 平成十	三十九号)	***************************************	所沢市並木四—一	国立身体障害者リハビリテーションセンター病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	埼玉医科大学病院		入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	埼玉医科大学病院
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	熊谷市板井一六九六	熊谷市板井一六九六	狭山市水野六〇〇	富士見市羽沢二―十一―十四	所沢市並木三―二	朝霞市西弁財一―八―一〇	志木市上宗岡五―一四―五〇	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	所沢市若狭二—一六七一	比企郡小川町小川一五二五	戸田市本町一―一九―三	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	蕨市北町二―一二―一八	坂戸市溝端町七―一	上尾市西貝塚一四八—一	所 在 地		十九年四月二十日)第一条の規定により告示する。	***************************************	飯能市岩沢滝ノ上二七一―一	療院 元かじ整形外科・内科	日高市山根一三九七—一	埼玉医科大学国際医療センター		日高市山根一三九七—一	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七—一	埼玉医科大学国際医療センター
	平成十九年 三月三十一	平成十九年 三月三十一	平成十九年 三月 一	平成十九年 三月三十一	平成十九年 三月三十一	平成十八年十二月三十一	平成十八年 十月 三日	平成十八年十一月 三十日	平成十八年十二月三十一日	平成十九年 一月三十一日	平成十九年 一月三十一	平成十九年 二月 六日	平成十九年 三月三十一日	平成十九年 三月 一	平成十九年 三月三十一	辞退年月日	埼玉県知事 上 田 清 司					平成十九年 四月 一		平成十九年 四月 一			平成十九年 四月 一		平成十九年 四月 一
	日	日	日	H	日	日	日	H	日	日	日	日	日	日	日							日		日			日		日

埼玉県告示第六百七十九号

定による意見の概要について、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次

平成十九年四月二十日

のとおり縦覧に供する。

意見の概要

埼玉県知事 上 田 清 司

大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS上里

児玉郡上里町七本木二二七二—一 他

口 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

騒音問題については、 環境基準を遵守し、 周辺の生活環境の保持に努めて頂

て対応して頂きたい。 いと考えるが、 交通安全対策については、 新規開店であるので、 協議事項等を遵守してもらう限り基本的に問題な 不測の事態が生じた場合は、誠意をもっ

犯上の問題に注意すると共に、常に周辺生活環境の保持に十分配慮して頂きた 防犯対策については、営業時間外特に深夜における施設内及び施設周辺の防

合は、 新規開店であるので、騒音、 周辺生活環境の保持に十分配慮し、 交通安全、 誠意をもって対応して頂きたい 交通渋滞等、 不測の事態が生じた場

なお、 住民説明会における意見等を重視して頂きたい。

縦覧期間

平成十九年四月一 一十日から平成十九年五月二十一日まで

縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

埼玉県告示第六百八十号

出の概要等について、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお

、縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事

上

 \blacksquare 清 司

届出の概要等

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

瀧島第一ビル(サミットストア新座片山店)

口 新座市片山三丁目二千九百十五の 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

サミット株式会社 代表取締役 高田 浩

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

大規模小売店舗の新設をする日

ハ

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 平成十九年十二月十日

、九九二平方メートル

ホ

駐車場の位置及び収容台数

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

建物外一階平面駐車場 位置

建物内屋上平面駐車場 図面省略 収容台数 一 〇 台

図面省略 収容台数 九一台

位置

計 一 〇 一 台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 三〇一台 (自動 輪 |四台含む

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一三四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

図面省略 容量 五四立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時

八時四十五分から翌一時十五分 来客が駐車場を利用することができる時間帯 九時から翌一時

において縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

なお、

関係図面は、

埼玉県農林部農業政策課及び埼玉県さいたま農林振興センタ

別図のとおり変更する。

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 図面省略 出入口二箇所

届出年月日 六時から二十二時

١

平成十九年四月九日

平成十九年四月二 縦覧期間 一十日から平成十九年八月二十日まで

埼玉県西部産業労働センター 埼玉県産業労働部商業支援課 三

縦覧場所

意見書の提出

四

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 **大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺** 県に

口 平成十九年四月一 意見書提出期間 一十日から平成十九年八月二十日まで

埼玉県産業労働部商業支援課 意見書提出先

埼玉県告示第六百八十一号

農業振興地域の整備に関する法律

の規定により、

鴻巣農業振興地域、

吹上農業振興地域及び川里農業振興地域につい (昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第一項

鴻巣農業振興地域として統合し、

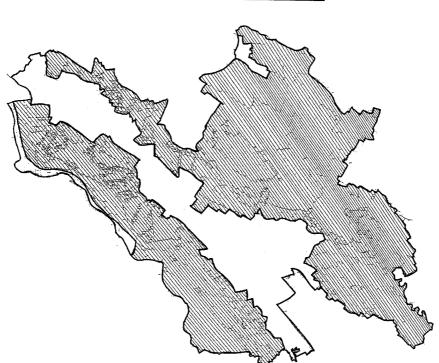
別図

埼玉県知事

上 田

清 司

鴻巣農業振興地域



凡例

農業振興地域 [[[[[]]]

峯 本

> <u>Ŧ</u>i. 其

治

智 田 子

正

同 同

一三五四

次 克

同同監同同同同同同同同同同同同同同

河福斉岡福松大大小小新小松福福金金

司

3 男

田本野塚川貝巻

男次雄

正

治

事

郎次之次男作

退任

名

名

伊

与 氏 田

九

同

同

同

同

見町

大字田

甲一七三四

鈴 坂 田 舩

埼玉県告示六百八十二号

田甲土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住 所について次のとおり届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、

平成十九年四月

埼玉県知事 上

司

峯 田 田

明清

同同

同同同

同

一〇五九

八六三

弘 昭 茂

同

同

 \blacksquare

美

吉見町大字田

甲一〇一|

一〇九 九四二

同同

田 清

名

田

同同同比 同 同同同同同同同同同同 同 同同同 同同同同同 小 大字田 五六一 <u>一</u> 五 同同同同同同 同同同同同同 同同同同 同同 同 同同同同同同 同 同 同 七一三 八四九 七九四 一五八六 一五七七一二 七〇〇 一四三八 九四二

> 同同監同同同同同同同同同同理 事 事

河小福福松高金小松小小小福福

俊

雄

五. 十治

同同同同同同同

同 同

同

一五七七—1 七〇〇 一三四三—

七一三 一八〇三

同同

司

貝田田本橋子川本貝林

同同同

同同同

ノ下七六

光孝任

重進夫治一男

谷市

同 小八

一八二七 五三 山 同 同

郎

同同

比 同 熊

吉見町大字田

玉県告示第六百八十三号

法人市野川第二土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について次のと る同法第十八条第十六項の規定により、 り届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項において準用す 平成十九年三月二十七日解散認可した清算

平成十九年四月二十日

埼玉県知事

上 田

清 司

算人の氏名及び住所

木田口戸 次 雄

同

比 企郡嵐山 小川 町同 町大字越畑一九七九番地 能増三五四番地

進 治 同同 同 同 同 同 同 高見七八二番地 奈良梨五八○番地

-18-

一八一五

八三〇

土地改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号)

第十八条第十六項の規定により、

嶋

び住所について次のとおり届出があった。

平成十九年四月

十日

七郷北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及

町大字奈良梨九二一

番地

嵐山町大字吉田

四三

増四

八

九二番地

九三〇番地

八五番地

同同同同同同同同理 名

栗安安安飯大 安 欣

光稳吉男康男昇氏夫

同同 同同同同同同 同同同同同同

同同同同同同 同 同 同 古里八〇三 嵐山七七〇—

八 〇

吉田五四六 七八六 八二九一二

住

嵐

Щ

町

里三九〇

田

夫 夫 雄 男 勝 稔 光 実

小川

同

西古里六〇六

口島

同同同同同

四九九 四 四 四 玉県知事 上 田 清

司

内田増千嶋川福小島小荒飯飯安安

同同監同同同同同同同同同同同同理職

多

同 同 同

八二九

報 埼玉県告示第六百八十四号

青舩関根福中根田佐千轟 井 木戸口岸 島 島岸口藤 健 久 和 勝 忠 吉 正 造 男 男 次 朔 保 郎 儀 同同同 同 同同同 同同 企郡 同同同同同同同同

> 同 同 同 同 同 同

高見一三六番地

上横田四三九番地

五六一番 四九番:

地 地

嵐山町 同 同 同 同 同 畑一二七番地三 四二三番地 四四番地 九七四番

> 同同監同同同同理 退任 事 事

田加増小川 内 田澤 忠 光 富

三津也 男 助 作 雄 昇 雄

同 同 同同 企郡

河

同同

同

一三五九

四二

同同

同 吉田八六四

同 同 嵐山町同

比企郡小川町大字西古里五二八 熊谷市塩六四

古里八〇一—

四 九

住 嵐 町大字古

司 定

名

氏

同 同 同 同 里八一七

藤

光

七七九

Ξ.

同同同同 同 同 同 同 吉田五五七 同 四九九-三九〇 四四五-七七〇

夫

同同同 同 同 同 七八六 四三三

同 同 同 同 同 同 一 三 二 一三五九

三津也 雄 同比 熊谷市塩六四 企郡嵐山 同 町大字古里八〇一— 远 同 吉田八六四

同

同

同

同

事

王県告示第六百八十五号

埼

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、

同同

同

平成十九年四月二十日

氏名及び住所について、次のとおり届出があった。 九郷阿保領用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の | 十九年三月二十八日に終了した旨、

名 事 小賀野

同同 同 川田 石

田

種

利 清

同

上里町同

藤木戸一〇

児玉郡神川町大字植竹四三二

Ш

俊 順

司

同

西富田四〇三—一

本庄市児玉町下浅見八八三

住

所

埼 玉県

知事

上

田

清

司

監 退任 名 事 小賀野

順

本庄市児玉町下浅見八八三

名

住

所

Ш \mathbb{H} 石 田 村 俊 種 司 利 清

同

児玉郡神川町大字植竹四三二 西富田四〇三—一

同 里町同 藤木戸一〇

埼玉県告示第六百八十六号

事業画地確定測量)

が、平成十九年三月

十九年三月十五日に終了した旨、

測量計 平成 埼玉県告示第六百八十七号

公共測量

(四級基準点測量)

が、

画機関の長である戸田市長神保国男から

公共測量

(新郷東部第二土地区画整理

地区画整理事業施行者川口市代表者川口 である川口都市計画事業新郷東部第二土 十六日に終了した旨、 市長岡村幸四郎から通知を受けたので 測量計画機関の長

年法律第百八十八号)

第三十九条におい

通知を受けたので、

測量法

(昭和二十四

て準用する同法第十四条第三項の規定に

より公示する。

平成十九年四月

埼玉県知事

上 Ė 田

清

司

測量法 十四条第三項の規定により公示する。 第三十九条において準用する同法第 (昭和二十四年法律第百八十八

成十九年四月二

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第六百八十八号

公共測量 (四級基準点測量) が、 平

成

白岡町、

菖蒲町、

北葛飾郡栗橋町、

たので、測量法 表者埼玉県知事上田清司から通知を受け 計画機関の長である上尾都市計画事業伊 同法第十四条第三項の規定により公示す 八十八号)第三十九条において準用する 奈特定土地区画整理事業施行者埼玉県代 (昭和二十四年法律第百 測量

平. ·成十九年四月二 二十日

る

埼玉県知事 上 田 清

司

埼玉県告示第六百八十九号

より公示する。 年法律第百八十八号)第三十九条におい 通知を受けたので、測量法 十九年二月二十日に終了した旨、 て準用する同法第十四条第三項の規定に 画機関の長である北本市長石津賢治から 公共測量 (一級基準点移設) (昭和二十四 が、 測量計 平成

平成十九年四月二十日 埼玉県知事 上 田

清

司

埼玉県告示第六百九十号

項の規定により公示する 三日終了した旨国土交通省国土地理院長 十四年法律第百八十八号) から通知を受けたので、 形図修正測量) で公示した基本測量(二万五千分の 平成十九年埼玉県告示第七百三十五号 は、 平成十九年三月 測量法 第十四条第 (昭和) 地

> 平成十九年四月 一十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第六百九十一号

示する。 ので、 り基本測量を実施する旨の通知を受けた 十八号) 国土交通省国土地理院長から次のとお 測量法 第十四条第三項の規定により公 (昭和二十四年法律第百八

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

作業期間 基本測量

(宅地利用動

向

調査

作業種別

三月三十一日まで 平成十九年五月 目から平成で

作業地域

巿 市 鴻巣市、上尾市、草加市、 東松山市、 さいたま市、 戸田市、 行田市、 春日部市、狭山市、 和光市、 入間市、 所沢市、 Ш 越市、 新座市、 飯能市、 鳩ヶ谷市、 熊谷市、 越谷市、 羽生市、 加須市、 朝霞 Ш

三郷市、 川辺町、 久喜市、 北足立郡伊奈町、 志木市、 越生町、 蓮田市、 北本市、 日高市、 鳩山町、 大利根町、 比企郡滑川町、 八潮市、 坂戸市、 吉川市、 北埼玉郡騎西町、 入間郡三芳町、 南埼玉郡宮代町 幸手市、 ふじみ野市 富士見市 川島町、 桶川市、 毛呂 北

		• /			*11	1 100									×11.				
したので、対象区域等を次のとおり公告する。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十四号	第一九〇五号 平成十九年三月三十日	認定番号 認定年月	したので、対象区域等を次のとおり公告する。	**************************************	二 作業期間	正測量)	基本測量(二万五千分の一地形図修	一 作業種別	埼玉県知事 上 田 清 司	平成十九年四月二十日	示する。	十八号)第十四条第三項の規定により公	ので、測量法(昭和二十四年法律第百八	り基本測量を実施する旨の通知を受けた	国土交通省国土地理院長から次のとお	埼玉県告示第六百九十二号			宮町、杉戸町及び松伏町
9る。	埼玉県ふじみ野市上野台一五〇〇―一〇他一三筆	日 対 象	9る。 - 第八十万条第二項の規定により認定		平成十八年十二月二十一日	一 許可番号	埼玉県知事 上 田 清 司	平成十九年四月二十日	公告する。	の開発行為に関する工事が完了したので、	号)第三十六条第三項の規定により、次	都市計画法(昭和四十三年法律第百	埼玉県告示第六百九十三号			埼玉県全域	三 作業地域	三月二十四日まで	平成十九年四月九日から平成二〇年
平成十九年四月二十日 埼玉県川越		区域		平成十九年四月二十日	一号)第三十六条第三項の規定により、次	都市計画法 (昭和四十三年法律第百	埼玉県告示第六百九十四号			代表取締役 吉川 吉五郎	株式会社 吉川建設	久喜市本町八丁目六番四一号	四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	五一三 外十五筆	北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字内下一六	三 開発区域に含まれる地域の名称	平成十九年四月十三日第三号	二 検査済証番号	指令杉整第一八○一八○○号
埼玉県川越県土整備事務所長 堀 本 一 夫~~~	川越県土整備事務所	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所	培士県川越県土塞備事務所長 坂 本 一 芝		長瀬・ヤエ子	北葛飾郡杉戸二丁目一五番二四号	四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	一 一 外三筆	北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目一○四七	三 開発区域に含まれる地域の名称	平成十九年四月十六日第四号	二 検査済証番号	指令杉整第一八〇一九二〇号	平成十九年一月十九日	一計可番号	埼玉県知事 上 田 清 司	平成十九年四月二十日	公告する。	の開発行為に関する工事が完了したので、

						同场		
号)第三十六条第三項の規定により、都市計画法(昭和四十三年法律第十七号	第 一 号 平4	指定番号指	 建築基準法(昭和 建築基準法(昭和	第一九九五号	番認定取消	Z法第八十六条第一建築基準法(昭和建築基準法(昭和100mm)	第一九九四号	認定番号
号)第三十六条第三項の規定により、次都市計画法(昭和四十三年法律第百十七号 ・	平成十九年四月十一日	定年月日	る道路の位置の指定を次のとおり行った。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十六号	平成十九年三月三十日	認定取消	同法第八十六条第一項の規定による認定を取り消したので、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十五号	平成十九年三月三十日	認定年月
	比企郡滑川町大字	指定した	十 六号 第四十二条	Ė	年月日	n O	埼玉県	Ħ
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の九	道路の位	第四十二条第一項第五号の規定によ	埼玉県富士見市鶴瀬西二丁目二四六四	対象	消したので、次のとおり公告する。第八十六条の五第二項の規定により	埼玉県富士見市鶴瀬西二丁目二四六四-	対
<u> </u>		置道路の	デー 平成十九 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	西二丁目二四六四	区	.より 平成十九	目二四六四——他	聚 区
第一八〇一九一〇号平成十九年三月二十日許可番号	; ; ;	- トル) (単位メー 第	十九年四月二十日		域	十九年四月二十日		域
日 口 建 ·	一一・三六	トル) 長		第七号	既認定番号	}		公生
三 開発区域に含まれる地域の名称第一八〇二〇八号 平成十九年四月十三日	三瓶 聡 東京都板橋区上板橋一丁目一番十七号	申請者の住所及び氏名又は名称	埼玉県東松山県土整備事務所長(谷)口(建) 一〜〜〜〜〜〜	昭和五十七年六月二十四日	既認定年月日	埼玉県川越県土整備事務所長 堀 本 一 夫	川越県土整備事務所	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所

平月	戊 1	9年	4 月	20	日	(金曜日)	埼	: :	Ŧ	県	1	報									第	1 8	6 8	3号	
伊藤一枝一弁護士	古 川 陽 二 大東文化大学法学部教授	馬橋隆紀弁護士	作山泰彦	長島佑享弁護士	氏名現	百員法	奇尼思分勒桑曼之空四下有一型	平成十九年三月十五日	一許可番号	谷口建一	埼玉県東松山県土整備事務所長	平成十九年四月二十日	公告する。	の開発行為に関する工事が完了したので、	号)第三十六条第三項の規定により、次	都市計画法(昭和四十三年法律第百	十八号	埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五			落合 繁	比企郡小川町大字木呂子一五五番地	四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	六一一	比企郡小川町大字木呂子字上耕三五
Lts		lit.	L#.	L#.	職	七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基		号)第三十六条第三項の規定により、次	都市計画法(昭和四十三年法律第百	十九号	埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五			布田 久	八一	比企郡吉見町大字南吉見二二七三—	四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	二七三—八一	二二七三—五六、二二七三—七二、二	比企郡吉見町大字南吉見字下十三塚	三 開発区域に含まれる地域の名称	第一九〇〇〇一号	平成十九年四月十三日	二 検査済証番号	第一八○一九五○号
埼玉県国民健康保険審査会委員	大東文化大学法学部長	埼玉弁護士会会長	埼玉県議会事務局長	埼玉弁護士会会長	経	平,成为	一手中央労働奏責会見川育一寺)育六十八を育一頁の見どこより会示する。^^^^	八 平野 和志	サニーレジデンス B—一〇二	比企郡吉見町大字下細谷三四〇一三	1 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	八四一―一の一部	比企郡吉見町大字久米田字五ノ耕地	三 開発区域に含まれる地域の名称	第一九○○○五号	- 平成十九年四月十三日	口 二 検査済証番号	第一八〇二一〇〇号	一 平成十九年三月二十九日	∞ │ 一 許可番号	谷口建一	埼玉県東松山県土整備事務所長	平成十九年四月二十日	公告する。	の開発行為に関する工事が完了したので、
					歴	埼玉県労働委員会会長	だら 一頁 つ見	ロその他	定審議	イ 平成	三議題	埼玉県	一号	さいた	二場所	平成十	日時			平成十	招集する。	埼玉県教	埼玉県教委)))
同	同	同	同	労働委員会委員	備	会長 長 島 佑	をことりながする。	他	定審議会に対する諮問事項について	平成十九年度埼玉県教科用図書選		埼玉県教育局教育委員会室		さいたま市浦和区高砂三丁目十五番		平成十九年四月二十六日		石川	埼玉県教育委員会委員長	平成十九年四月二十日		埼玉県教育委員会定例会を次のとおり	埼玉県教委告示第十七号		
右	右	右	右	(公)	考	享			頃につ いて	竹用図書選		至		1目十五番		午前十時		正夫	安員長			次のとおり		9	

勝勲洋司晄美)

退		\bigcirc											I	ı				ı		ı		ı	I	ı		
職		○特別職							野	栃	八重	浅	千	堀	山	山	西	藤	三	鳥羽	野	長	竹	小	那	小
193		IPAC .								澤	樫	見	明		中	本	澤	間	村	山	上	澤	花	島	珂	石
										賢	真	淳		晶	邦	三	敏	憲	喜	伸	武	季実	康	雅	通	治
									尚	_	_	=	勉	子	明	郎	雄	_	宏	夫	利	彦	雄	之	敏	男
出納長 田 村	(現職) (氏		平成十九年三月三十						埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長	埼玉県労働委員会事務局長	永井機械鋳造株式会社代表取締役	株式会社オキナヤ代表取締役	株式会社三村工業代表取締役	フジノン株式会社取締役総務部長	社団法人埼玉県経営者協会専務理事	自動車総連埼玉地方協議会議長	日本労働組合総連合会埼玉県連合会事務局長	NTT労働組合北関東総支部執行委員長	JAM埼玉執行委員長	埼玉県労働組合連合会事務局長
健次			一日付け						埼	埼	埼	埼	埼	埼	埼	埼	Л	熊	吉		株	全	自	情	ゼ	自
退	退	退	退	退	退			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	玉県県	玉県県	玉県総	玉県議	玉県産	玉県総	玉県産	玉県総		谷商工	吉見町商		式会社	国本田田	動車総	報労連	クセル	治労埼
職	職	職	職	職	職		○部長級		埼玉県県土整備部県土整備総務課主査	埼玉県県土整備部河川砂防課主査	埼玉県総務部人権推進課主査	埼玉県議会事務局議事課主査	埼玉県産業労働部金融課主幹	埼玉県総務部県政情報センター主幹	埼玉県産業労働部地域商工業支援課長	埼玉県総合政策部地域政策局長	鋳物工業協同組合理事	熊谷商工会議所副会頭	商工会会長		株式会社あさひ銀行綱島支店長	全国本田労働組合連合会副会長	自動車総連埼玉地方協議会事務局長	情報労連埼玉県協議会議長	ゼクセル労働組合執行委員長	自治労埼玉県本部副執行委員長
総合政策部参事	産業技術総合センター総長	埼玉県立大学学長	労働委員会事務局長	福祉部長	環境部長	(現職)											同	同	同	同	労働委員	同	同	同	同	労働委員
根	遠	柳	関	大	飯																委員会委員					働委員会委員
生	藤	Ш	根法	津	島工													_	_	_	(使)	_	_		_	(第)
雄			清一		正	名											右	右	右	右		右	右	右	右	

退退退 退 退 退 退 退 退 退 退 退 退退 退 退 退 退 退 ○副部長級 職 職 職 ((株)さいたまリバーフロンティアへ) (株)さいたまアリーナへ) (国土交通省へ) (総務省へ) 総合・職員課長 人事委員会事務局長 埼葛南福祉保健総合センター所長 県土整備部参事兼主席工事検査員 県土整備部総合技術幹 県土整備部総合技術幹 産業労働部副部長 県土整備部部付 中央産業労働センター所長 埼玉県立大学副学長 秩父福祉保健総合センター所長 中央児童相談所長 総合リハビリテーションセンター福祉局長 県土整備部総合技術幹 農林部副部長 がんセンター病院長 総務部部付 新三郷浄水場長 総合政策部参事兼交通政策課長 産業労働部部付 職業能力開発センター所長 都市整備部部付 都市整備部参事 都市整備部部付 総務部部付 農林総合研究センター 本庄農林振興センター所長 大里福祉保健総合センター所長 総務部長 都市整備部部付 現 ·所長 藤 星 北 関 山 市 横 大 馬 田野北 吉山 原 石 島 濱 坂 野 崎 村 氏 辺 原 井 室 竹次郎 典 栄 冨 信 千 司 正 士雄 護 男 剛 雄 満 敦 徳 郎 雄 夫 郎 稔 郎 樹 子 ○課所長級 退 退 退 退 退 退 退 退 退 退 退 退 退 職 職 職(さいたま新都市交通(株)へ) がんセンター事務局長 福祉部部付 平和資料館長 農林総合研究センター森林・緑化研究所長 計量検定所長 福・介護保険課長 救急救命士養成所長 自動車税事務所春日部支所長 自動車税事務所所沢支所長 総合政策部部付 農林総合研究センター副所長 春日部農林振興センター副所長 加須農林振興センター副所長 東松山農林振興センター副所長 川越農林振興センター副所長 春日部高等技術専門校長 秩父高等技術専門校長 中央高等技術専門校長 保健医療部部付 精神保健福祉センター副センター長 福祉部部付 環境科学国際センター研究企画室長 自動車税事務所熊谷支所長 川越県税事務所長 総務部副参事兼県民・消費生活課主席県民相談員 総務部副参事兼県民・消費生活課主席県民相談員 パスポートセンター春日部支所長 パスポートセンター副所長 西部地域創造センター東松山支所長 総合政策部部付 現 職 小田井 山野辺 道祖土 小野沢 佐久間 岩 福 大 須 川 江 佐 佐 鹿 坂 原 内 青 堀 遠 小 小 須 白 澤 藤 藤 沼 崎 \mathbb{H} 池 氏 田 三四郎 信太郎 あけみ 美岐子 淳 伸 正 忠 名 俊 俊 昌 衛

靖

進

明

誠 佳 修 寔

永

男

元猛男

退 総合政策部地域政策局長 総合政策部長 知事室長 ○部長級 退 退 退 (新任命職) 職 職 職 職 (株)建設資源広域利用センターへ) (鷲宮町へ) (首都圏新都市鉄道(株)へ) (厚生労働省へ) (埼玉高速鉄道(株)へ) (菖蒲町へ) (農林水産省へ) (総務省へ) 都市・新都心事業調整課副課長小 危·消防防災課副課長 都市・下水道課長 副教育長 農林部長 総·財政課長 農林総合研究センター水産研究所長 農林総合研究センター園芸研究所長 東部地域創造センター 小児医療センター副病院長 がんセンター副病院長 農・農業政策課長 保・健康づくり支援課長 出・物品管理課長 都市·建築指導課主席工事検査員 農・農村整備課長 小児医療センター副病院長 都市・建築指導課長 都市整備部部付 県土整備部総合技術幹 **抦院・経営管理課副課長** 伊奈新都市建設事務所長 都市整備部部付 都市整備部部付 都市整備部部付 都市整備部部付 農林総合研究センター水田農業研究所長 市整備部部付 現 保健医療政策課副課長 職 ·所長 平成十九年四月一 加 杉 野 末 笠 渡 関 村 村関佐鈴 大 高 清 樋 原 渡 高 浅 石 都 市 田 氏 野 益 原 根 辺 橋 香 Ш 塚 辺 橋 水 \Box 木 日付け 名 兼 邦 勝 勝 正 健 寬 光 雅 公 近 郎 彦 勉 明 正 郎 雄 晃 啓 樹 実 樹 利 雄 彦 旦 雄 夫 夫 子 夫 司 子 行 郎 也 報道長 県土整備部部付(土地開発公社理事長兼道路公社理事長) 総務部長 福祉部副部長 総合政策部改革政策局長 埼玉県労働委員会事務局長 環境部長 福祉部少子化対策局長 福祉部副部長 危機管理防災部副部長 総務部IT推進局長 総務部副部長 総合政策部参事兼交通政策課長 総合調整幹 ○副部長級 埼玉県立がんセンター病院長 埼玉県人事委員会事務局長 総合調整幹 都市整備部付(下水道公社理事長) 総務部部付(いきいき埼玉理事長) 埼玉県創業・ベンチャー支援センター所長 埼玉県立大学事務局長 埼玉県立大学学長 埼玉県県営競技事務所長 埼玉県東京事務所長 会計管理者兼出納局長 農林部長 保健医療部長 福祉部長 危機管理防災部防災技術幹 健医療部副部長 (新任命職 報道長 福祉部副部長 出納局長 総務部副部長 創業・ベンチャー支援センター所長 衛生研究所長 総・学事課長 産業労働部参事 総合政策部長 県営競技事務所長 総合調整幹 企業・管理担当部長 川越県土整備事務所長 総・文書課長 危機管理防災部副部長 鉄道総合技術研究所主任研 総合政策部参事兼計画調整課長 総合・政策総務課長 がんセンター副病院長 福祉部長 産業労働部副部長 埼玉県立大学教授 埼玉県立大学事務局長 総合政策部地域政策局長 東京事務所長 農林部副部長 保健医療部副部長 総務省自治税務局企画課税務企画官 知事室長 福祉政策課長 現 職 岡 永 土 倉 井 山 松 堀 武 橋 島 長 関 宮 佐 加 Щ 﨑 島 氏 島 田 Ш 岡 ひとみ 名 嘉 幸 喜 佳 光 道 正 良 俊 達 信 徳 輝 進 男 徹 進 治 郎 雄 弘 夫 雄 男 夫 裕 光 晄 雄 司 明

平成19年4月20日(金曜日)										埼		<u>F</u>		<u> </u>	報									第	18	6 8	3号		
埼玉県川越県土整備事務所長埼玉県さいたま県土整備事務所長埼玉県農林総合研究センター所長	埼玉県加須農林振興センター所長	埼玉県本庄農林振興センター所長	埼玉県川越農林振興センター所長	埼玉県さいたま農林振興センター所長	埼玉県立職業能力開発センター所長	埼玉県食肉衛生検査センター所長	埼玉県立大学副学長	埼玉県衛生研究所長	埼玉県埼葛南福祉保健総合センター所長	埼玉県大里福祉保健総合センター所長	埼玉県児玉福祉保健総合センター所長	埼玉県秩父福祉保健総合センター所長	埼玉県中央児童相談所長	埼玉県総合リハビリテーションセンター福祉局長	埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局長	埼玉県川口県税事務所長	埼玉県パスポートセンター所長	埼玉県東部地域創造センター所長	埼玉県中央地域創造センター所長	埼玉県東京事務所参事	県土整備部参事兼主席工事検査員	県土整備部総合技術幹	県土整備部副部長	農林部副部長	農林部副部長	産業労働部参事	産業労働部副部長	産業労働部副部長	食品安全副局長
県土・道路街路課長 県土整備部副部長 農林部部付	農・生産振興課長	総・統計課長	農・農業支援課長	川越農林振興センター所長	都市整備部参事	保・生活衛生課長	埼玉県立大学教育研修センター所長	川口保健所長	環・環境政策課長	監査事務局副事務局長	循環器・呼吸器病センター事務局長	児玉福祉保健総合センター所長	所沢児童相談所長	福・長寿社会政策課長	東部環境管理事務所長	総・税務課長	総合・国際課長	総合リハビリテーションセンター事務局長	都市整備部部付	秘書課長	都市・営繕課長	さいたま県土整備事務所長	熊谷県土整備事務所長	加須農林振興センター所長	食品安全副局長	中央地域創造センター所長	産・産業労働政策課長	川口県税事務所長	農・畜産安全課長
堀 中 林	海	島	高	中	伊	細	坂	野	津	大	河	福	宮	尾	Щ	梅	外	降	金	安久	江	森	新	清	西	吉	阿	中	矢
本 島	北	田	橋	澤	藤	Ш	田	本	田	野	井	田	崎	形	П	原	Щ	田	子	沢	崎	田	井	水	﨑	澤	部	島	島
一直繁		文	公	正	正		悍	親	賢	健	俊			寿	洋	照	竹		昌	良	充			英		利	芳		清
夫 彦 雄	晃	夫	敏	至	幸	修	教	男	_	司	勝	博	茂	男	子	明	治	宏	弘	_	雄	彰	勲	昭	泉	文	文	滋	史
総務部税務課長総務部学事課長	総務部文書課長	総務部県民防犯推進室長	総務部電子サービス推進室長	総務部部付(いきいき埼玉いきがい大学東松山学園所長)	総合政策部地方分権支援課長	総合政策部行政管理課長	総合政策部計画調整課長	総合政策部国際課長	総合政策部職員課長	総合政策部人事課長	総合政策部政策総務課長	総合政策部部付(国際交流協会事務局長)	総合政策部行政監察幹	秘書課長	総合調整幹付政策幹	総合調整幹	(新任命職)	○課所長級	埼玉県立がんセンター事務局長	埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局長	埼玉県新三郷浄水場長	企業局管理担当部長	都市整備部部付(下水道公社中川支社長)	都市整備部部付(下水道公社荒川左岸南部支社長)	都市整備部部付(下水道公社常務理事)	農林部部付(農林公社常務理事兼企画管理局長)	産業労働部部付(産業文化センター専務理事)	総務部部付(いきいき埼玉理事兼事務局長)	埼玉県熊谷県土整備事務所長
総・県政情報センター所長総合・地方分権支援課長北本市助役	危·危機管理課長	農・農業政策課調整幹	産業労働部観光振興室長	産・新産業育成課副課長	教育局生徒指導室長	総合政策部拠点整備推進室長	環・資源循環推進課長	産業労働部企業誘致推進室長	総務部県民防犯推進室長	総合・行政管理課長	総合調整幹付政策幹	監査・監査第二課主席監査員	県土・建設業課長	環・廃棄物指導課長	教育・財務課長	総合・人事課長	(現職)		総務部IT推進局長	(保・医療整備課長	庄和浄水場長	東京事務所参事	パスポートセンター所長	北部産業労働センター所長	危機管理防災部防災技術幹)さいたま農林振興センター所長	福祉部副部長	東京事務所参事	(株)建設資源広域利用センター首都圏事業部長
長森飯谷川川島	吉	堀	小	木	髙	平	金	星	伏	三	畠	山	秋	福	奥	真	$\widehat{}$		福	江	高	菊	菅	戸	内	圓	斉	津久井	大
	野	内	城	全	山.	野	井	野	野	井	山	·····································	間	島	野	下	氏		富	頭	橋	地一	原	村	野	岡	藤	井	塚
治世	淳	清	哲	義	次	豊		喜	= 6	隆一	真	仁	英	44.7		 .	名)		義	誠	信	正	, .	信	陽一	晴	秀	千一	哲
夫 紀 寛 		則	生	男	郎	実	明	冶	誠	司	_	枝	雄	勤	立	茂			夫	_	夫	明	仁	_	三	美	雄	草	史

	平成19年4月20日(金曜日) 埼玉県										<u> </u>	報									第	18	68	3号							
産業労働部職業能力開発課長	産業労働部工業支援課長	産業労働部新産業育成課長	産業労働部産業労働政策課長	産業労働部観光振興室長	保健医療部食品安全課長	保健医療部生活衛生課長	保健医療部疾病対策課長	保健医療部健康づくり支援課長	保健医療部医療整備課長	福祉部子育て支援課長	福祉部少子政策課長	福祉部障害者社会参加推進室長	福祉部障害者福祉課長	福祉部介護保険課長	福祉部高齢者福祉課長	福祉部福祉政策課長	福祉部部付(日本赤十字社埼玉県支部彩華園長)	(社会福祉協議会事務局長兼社会福祉総合セン	福祉部部付	福祉部部付(社会福祉事業団嵐山郷事務局長)	(さいたま市保健福祉局こども未来部次長兼児童相談所長事務取扱い)	福祉部部付	環境部資源循環推進課長	環境部廃棄物指導課長	環境部温暖化対策課長	環境部環境政策課長	危機管理防災部危機管理課長	総務部男女共同参画課長	総務部IT企画課長	総務部統計課長	総務部県政情報センター所長
総・IT企画課長	都市整備部部付	内閣官房行政改革推進事務局特殊法人等改革推進室室員	創業・ベンチャー支援センター副所長	防災航空センター所長	保・生活衛生課副課長	保·保健医療政策課課付	保健医療部感染症対策室長	保・保健医療政策課課付	近代美術館副館長	衛生研究所副所長	福・子育て支援課長	福祉部部付	保·保健医療政策課調整幹	福・障害者福祉課長	教育・人権教育課長	総合調整幹	産·職業能力開発課長	ター所長)	危・危機管理課副課長	婦人相談センター所長	《児童相談所長事務取扱い)	福・こども安全課副課長	都市整備部スタジアム管理室長	杉戸町助役	出・出納総務課調整幹	産・新産業育成課長	議会・議事課長	議会・秘書課長	総・文書課調整幹	総・男女共同参画課長	総合調整幹付政策幹
大	小	下世	鈴	荒	菊	大	栁	瀬	大	新	林	小	奥	林	田	金	中		荒	榊		大	田	齋	佐	星	玉	加	立	杉	三
島	林	古	木	井	地	澤	澤	田	山	井		池	沢			子	山		井			熊	中	藤	藤	野	村	藤	Ш	Щ	井
誠一		光	康	康		喜	秀	節	安	美代子	俊	_	信	芳		眞	典			伴			義	修	ひさ	弘	和	隆	吉	秀	俊
郎	繁	可	之	博	傑	郎	明	子	広	子	宏	夫	_	博	伸	久	明		宏	夫		博	彦	_	さ子	志	英	男	朗	夫	秀
都市整備部部付(住宅供給公社熊谷支所長)	都市整備部部付(住宅供給公社川越支所長)	都市整備部部付(住宅供給公社大宮支所長)	都市整備部部付(住宅供給公社事務局長兼総務部長)	都市整備部部付(下水道公社荒川左岸北部支社長)	都市整備部部付(下水道公社本社技師長)	兼さいたま水族館長兼加須はなさき公園管理事務所長)	都市整備部部付(公園緑地協会羽生水郷公園管理事務所長	兼戸田公園管理事務所長兼秋ヶ瀬公園管理事務所長)	都市整備部部付(公園緑地協会上尾運動公園管理事務所長	(公園緑地協会埼玉スタジアム2002事業推進本部長)	都市整備部部付	都市整備部部付(公園緑地協会本部改革改善対策幹)	都市整備部部付(公園緑地協会本部総務課長)	県土整備部建設業課長	県土整備部道路環境課長	県土整備部道路街路課長	(道路公社事務局長兼土地開発公社	県土整備部部付	県土整備部総合技術幹	県土整備部総合技術幹	県土整備部総合技術幹	農林部農村整備課長	農林部流通販売課長	農林部生産振興課長	農林部農業支援課長	農林部畜産安全課長	農林部農産物安全課長	農林部農業政策課主席協同組合検査員	農林部農業政策課長	農林部米づくり改革支援室長	農林部部付(農林公社森林局長)
福・介護保険課副課長	県土整備部県土づくり企画室長付副室長	都市·住宅課副課長	議会・政策調査課副課長	県営競技事務所事業課長	総·管財課副課長	東松山農林振興センター副所長		監査・監査第二課長	所長	長)	総·県民・消費生活課副課長	都市·公園課課付	福・福祉政策課副課長	企業・分譲推進課長	首都圏新都市鉄道 (株) 経営企画部企画調整課調査役	都市・公園課長	事務局長)	県土整備部部付	荒川右岸下水道事務所長	荒川左岸南部下水道事務所長	東松山県土整備事務所長	さいたま農林振興センター副所長	農林部流通販売推進室長	春日部農林振興センター副所長	農・農産物安全課長	秩父高原牧場長	農林部米づくり改革支援室長	農・農村整備課副課長	農林水産省大臣官房企画評価課企画官	さいたま農林振興センター副所長	寄居林業事務所副所長
松	古	能	清	南	藤	藤		細			柿	篠	秋	新	南	小		Ш	大	濱	小	船	尾	佐	仲	松	坂	宇	西	根	梅
崎	里	見	野		尾	盛		野			間	_	葉	井		Ш		崎	澤	田	宫	田	上	竹	田	岡		野		本	沢
			敦 ·	登代邦		高		泰				克	典	宣	和	倫				久	憲	重	吉			俊	芳	喜代	経	洋	昇一
徹	実	正	史	邦	勉	輝		幸			淳	美	和	夫	美	正		肇	_	典	_	則	広	章	誠	和	則	恙	子	介	司

埼玉県川越県税事務所長 埼玉県パスポートセンター春日部支所長 埼玉県秩父地域創造センター副所長兼北部産業労働センター秩父支所長 埼玉県東部地域創造センター副所長兼東部産業労働センター所長 都市整備部営繕課長 都市整備部部付(住宅検査センターさいたま事務所長) 都市整備部部付(住宅供給公社岩槻支所長) 埼玉県東松山環境管理事務所長 埼玉県防災航空センター所長 埼玉県県営競技事務所事業課長 埼玉県婦人相談センター所長 埼玉県自動車税事務所春日部支所長 埼玉県自動車税事務所所沢支所長 埼玉県自動車税事務所熊谷支所長 埼玉県行田県税事務所長 埼玉県秩父県税事務所長 埼玉県飯能県税事務所長 埼玉県上尾県税事務所長 埼玉県パスポートセンター副所長 埼玉県北部地域創造センター副所長兼北部産業労働センター所長 埼玉県西部地域創造センター東松山支所長 埼玉県西部地域創造センター副所長兼地域防災幹 埼玉県西部地域創造センター副所長兼西部産業労働センター所長 埼玉県中央地域創造センター副所長兼中央産業労働センター所長 出納局物品管理課長 都市整備部建築指導課主席工事検査員 都市整備部下水道課長 都市整備部公園課長 都市整備部スタジアム管理室長 埼玉県平和資料館長 :市整備部建築指導課長 玉県越谷環境管理事務所長 都市整備部スタジアム管理室長付副室長 企業·水道業務課副課長 産·産業労働政策課副課長 東部産業労働センター所長 総合政策部行政監察幹 都市整備部部付 西部産業労働センター 環・みどり自然課副課長 都市整備部部付 総・NPO 東部環境管理事務所越谷支所長 西部環境管理事務所東松山支所長 総・県政情報センター副所長 熊谷児童相談所長 総·広聴広報課副課長 産業労働部部付 越谷県税事務所副所長 総合政策部部付 都市・都市整備総務課調整幹 都市・建築指導課副課長 危·危機管理課調整幹 行田県税事務所長 川越県税事務所副所長 総務部部付 飯能県税事務所長 上尾県税事務所長 総・財政課副課長 都市整備部部付 荒川左岸北部下水道事務所長 総務部電子サービス推進室長 宮繕工事事務所長 能県土整備事務所長 活動推進課副課長 ·所長 熊井戸 櫻 横 若 神 鈴 平 江 武 田 稲 横 和 梶 山林 向 坂 若 富松宍岸 大 佐 嶋 安 田砂 原 岡 永 島 藤 野 田 山 中 Ш Щ 嶋 葉 田田山 佐 林 木 島 本 賀 文 眞 光 祥 郁 義 寬 敏 光 清 尚 富 光 正 裕 男 文 雄 博 志 茂 朗 男 建 保 男 貴 茂 博 明 平 郎 治 雄 敏 重 紀 大 夫 春 文 子 夫 夫 埼玉県加須農林振興センター副所長兼事業推進部長 埼玉県川越農林振興センター副所長兼林業部長 埼玉県創業・ベンチャー支援センター副所長 埼玉県食肉衛生検査センター北部支所長 埼玉県埼葛南福祉保健総合センター副所長兼春日部保健所長 埼玉県立精神保健福祉センター副センター長兼精神科救急情報部長 埼玉県東部環境管理事務所長 埼玉県大里農林振興センター副所長兼農村整備部長 埼玉県本庄農林振興センター副所長兼地域普及部長 埼玉県東松山農林振興センター副所長兼農村整備部長 埼玉県東松山農林振興センター副所長兼地域普及部長 埼玉県東松山農林振興センター副所長兼事業推進部長 埼玉県川越農林振興センター副所長兼農村整備部長 埼玉県さいたま農林振興センター副所長兼農村整備部長 埼玉県さいたま農林振興センター副所長兼普及部長 埼玉県さいたま農林振興センター副所長兼事業推進部長 埼玉県衛生研究所副所長 埼玉県衛生研究所副 埼玉県川口保健所長 埼玉県児玉福祉保健総合センター副所長兼本庄保健所長 埼玉県所沢児童相談所長 埼玉県環境科学国際センター研究企画室長 埼玉県立春日部高等技術専門校長 埼玉県立熊谷高等技術専門校長 埼玉県立秩父高等技術専門校長 埼玉県立中央高等技術専門校長 埼玉県計量検定所長 埼玉県立大学大学経営改革室長 埼玉県朝霞保健所長 埼玉県熊谷児童相談所長 埼玉県南児童相談所長 埼玉県環境整備センター所長 大里農林振興センター副 川越農林振興センター飯能普及部長 環 · 東松山農林振興センター副所長 農・農業支援課副課長 西部地域創造センター副所長 環·資源循環推進課副課長 農・農業政策課主席協同組合検査員 本庄農林振興センター副所長 県土整備部部付 総合・土地水政策課副課長 職業能力開発センター副所長 環境整備センター所長 埼玉県立大学大学経営改革室長 熊谷食肉衛生検査センター所長 朝霞保健所長 精神保健福祉センター社会復帰部長 総合・人事課副課長 川越農林振興センター副所長 秘書課調整幹 中央食肉衛生検査センター 衛生研究所副所長 福・こども安全課課付 春日部農林振興センター副所長 熊谷高等技術専門校長 産業技術総合センター総務室長 秩父県税事務所長 埼葛南福祉保健総合センター副所長 南児童相談所長 福祉部部付 廃棄物指導課副課長 森づくり課副課長 所長 小板橋 平 福 小 天 江 小 平 関 大久保 野 阿 \coprod 近 武 児 岩 大 野 松 岡 田 本 \mathbb{H} 中 鈴 栗 平 藤 谷 部 藤 井 島 田 典 喜代史 雄 降 智 伸 佳 史 正 通 茂 麻 博 恵 隆 太 政 有 安 直 朗 男 健 月 夫 信 満 夫 彦 雄 義 子 治 展 昭 泰 夫 司 茂 夫 守 樹 勝

人事委員会事務局任用審査幹

夏

目

真由美

地域整備事務所長

金 大

子 木

壽

勝

埼玉県春日部農林振興センター副所長兼地域普及部長 農・ 農業政策課副課長 埼玉県人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長 埼玉県荒川右岸下水道事務所長 埼玉県伊奈新都市建設事務所長 埼玉県西関東連絡道路建設事務所長 埼玉県農林総合研究センター茶業特産研究所長 埼玉県農林総合研究センター園芸研究所長 埼玉県農林総合研究センター水田農業研究所長 埼玉県農林総合研究センター森林・緑化研究所長 埼玉県春日部農林振興センター副所長兼農村整備部長 農・農村整備課副課長 埼玉県春日部農林振興センター副所長兼事業推進部長 総務部部付 埼玉県監査事務局監査第二課長 埼玉県監査事務局副事務局長兼監査第 埼玉県議会事務局議事課長 埼玉県議会事務局秘書課長 産業労働部副参事兼雇用対策課副課長 埼玉県営繕工事事務所長 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所長 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所長 埼玉県総合治水事務所長 埼玉県東松山県土整備事務所長 埼玉県飯能県土整備事務所長 埼玉県北本県土整備事務所長 埼玉県農林総合研究センター水産研究所長 埼玉県農林総合研究センター副所長 埼玉県農林総合研究センター副所長 埼玉県秩父高原牧場長 埼玉県病害虫防除所長 (団塊世代活動支援センター駐在) 発行日 週 一課長 農林部農山村魅力づくり室長 産業労働部若年者就業支援室長 職業能力開発センター 県土・技術管理課副課長 県土・道路環境課長 農林総合研究センター副所長 農林総合研究センター副研究所長 農林部部付 環・温暖化対策課長 さいたま農林振興センター副所長 飯能県土整備事務所副所長 中川・綾瀬川総合治水事務所長 総合政策部拠点整備推進室長付副室長 県土・河川砂防課副課長 西関東連絡道路建設事務所長 農·生產振興課副課長 農林総合研究センター副所長 農林総合研究センター 農・畜産安全課副課長 新河川総合治水事務所長 北本県土整備事務所長 病害虫防除所長 都市整備部部付 農林総合研究センター茶業特産研究所長 人事委員会事務局副事務局長 購読料金 年 四万三 千 兀 ·副研究所長 百 所長 円 発 行 者 水戸部 富 堀 寺 鈴 秀 大 小 池 柳 谷 根 齊 中 渡 根清 梅 荒小山山 田佐蓮 大 設 岡 越 田木間 井 中 野 池 石 島 田沢 口岸 藤 越 村 辺 楽 本 水 澤 井 倉 永 田 健 健 敬 恵 道 義 昌 秀 徹 幸 賢 高 正 正 亨 男 男 賢 久 隆 博 男 生 正 功 孝 満 造 久 親 翁 明 信 稔 弘 夫 裕 + ページ 病院局経営管理課長 埼玉県庄和浄水場長 埼玉県人事委員会事務局任用審査課長 埼玉県立がんセンター副病院長 埼玉県地域整備事務所長 企業局主席工事検査員 埼玉県立小児医療センター副病院長 埼玉県立がんセンター副病院長 企業局地域整備課長 表中

正 誤

がんセンター泌尿器科長兼部長 がんセンター消化器外科長兼部長

> 田 池

> > 中

四 洋

雄

田

清

幸

総務部国際スポーツ大会室長

企業・水道業務課副課長 企業局主席工事検査員 企業局企業立地支援室長

大 酒

一博男

島 井

賢

小児医療センター保健発達部長

西 東

本

博

三十日号外第十四号)中訂正 埼玉県規則第五十二号(平成十九年三 誤 区分 月

費目等 区分

正

費田

鄉

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 (代表) http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 埼玉県報ホー /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm ムページアドレ

火曜日

・金曜日

便

料 金 を

含

〇四八

四

V 印刷所 関 さいたま市南区別所三― 〇四八 東 -八六二---図 書 株 九〇 式 (代表) 会 社